

平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4	府省庁名	金融庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	国際課税原則の変更（AOA導入）に伴う所要の措置		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>平成26年度税制改正において、外国法人・非居住者に対する課税方式を、従来の総合主義からOECD承認アプローチ（AOA）型帰属主義に改めることとされ、この制度変更は平成28年4月に実施予定である。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>平成28年4月に予定されている国際課税原則の変更にあたっては、制度変更が円滑に実施されるよう、準備を進めること。</p>		
関係条文	〔平成28年4月に施行される改正・法人税法第三編（外国法人の法人税）、法人税法施行令第三編（外国法人の法人税）〕		
減収見込額	[初年度] (-) [平年度] (-) [改正増減収額] (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 対内投資の阻害要因を除去することにより、多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着を図ること。</p> <p>(2) 施策の必要性 典型的なケースとして、外国法人が日本国内に恒久的施設(PE)たる支店を有する場合を想定すると、日本における申告対象は以下のとおり変更される。</p> <p>【総合主義の下での日本における申告対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本支店が稼得した日本国内事業所得 ・本店が稼得した日本国内源泉所得 <p>（日本支店が稼得した第三国源泉所得は日本における申告対象にならない）</p> <p style="text-align: center;">↓ 平成28年4月に変更</p> <p>【帰属主義の下での日本における申告対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本支店が稼得した日本国内事業所得 ・日本支店が稼得した第三国源泉所得 <p>（本店が稼得した日本国内源泉所得は日本における申告対象にならない）</p> <p>AOA型帰属主義の下では、支店を分離・独立した企業とみなして、本店と支店との間のすべての内部取引を認識し、また支店に帰属させる資本を擬制する必要があるなど、税務実務に多大な影響を及ぼすが、具体的なルールについては未だ定められていない部分もある。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	IV-1 国際的な政策協調・連携強化
	政策の達成目標	対内投資の阻害要因を除去することにより、多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着を図ること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	AOA型帰属主義導入前であるため、該当せず。
有効性	要望の措置の適用見込み	日本に恒久的施設を有する外国法人に適用されることが見込まれる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	AOA型帰属主義導入が平成28年4月に予定されていることから、円滑な実施のために所要の措置をとることは有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	AOA型帰属主義導入に際して極力混乱を生じさせないための措置であり、妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	なし
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	なし
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	AOA型帰属主義導入が平成28年4月に予定されていることから、円滑な実施のために所要の措置をとることは有効である。
前回要望時の達成目標	新規要望のため、該当せず。
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	新規要望のため、該当せず。
これまでの要望経緯	今年度が初めての要望である。
ページ	4 — 3